

インドネシアにおける旧法下での未納特許年金問題

TMI 総合法律事務所

弁理士 白石真琴

TMI 総合法律事務所は1990年に東京において開設され、国内外に拠点を持つ。特にASEANには、6つの海外拠点を有している。筆者は、2008年にTMI 総合法律事務所に入所し、医薬、バイオ、化学等の技術を専門分野として国内外の特許の出願、審判、訴訟、鑑定等に從事してきた。現在は、シンガポールオフィスにて、ASEANでの日本企業の活動の知財面でのサポートに從事している。

日本を含む多くの国では、特許登録後、年金を支払わない場合には、自動的に特許権が維持されなくなる。一方、インドネシアにおいては、2016年の特許法改正前は、年金を支払わない場合でも、未納から3年間は特許権が存続し、年金支払義務が発生していた。しかも、3年の未納により特許権が消滅した後も、この3年分の年金支払義務は残り、未納の場合には支払督促状が送達されていた。また、未払いの場合、同出願人からの新規の特許出願は処理されなかった。なお、現在は、法改正によりこの問題は解決されている。

1. 特許年金に関するインドネシア特許法改正の変遷

(1) 旧法（2001年法）

旧法下では、第115条(1)に規定されるとおり、特許権者が3年間年金の納付をしなかった場合、「3年目に」特許の取消が宣言される旨規定されていた。なお、旧法以前にも、インドネシアでは、特許年金につき類似の規定が設けられていた(特許関連費用支払いの条件、期限および手順に関するインドネシア共和国法務省令1991年 番号: M.04HC.02.10)。

第115条

(1) 特許権者が、継続して3年間第18条および第114条に定める年金の納付をしなかった場合、特許は、当該3年目に対する納付期限の日において法律による取消しを宣言される。

インドネシアでは、特許法を含む法律や政令に解説文が添付されている場合がある。旧法解説文には、上記 115 条の規定について、この 3 年の期間は、特許権に対して特許の継続を検討するために十分な機会を与えるためのものであること、年金未納による特許の取消は、知的財産総局から特許権者に対して書面で通知されること、当該通知には、本条に従って特許が取り消される日が記載されることが記載され、加えて、「3 年間支払われなかった年金は、当該特許権者によって支払われべき債務として残存する」ことが明記されている。

また、旧法では、第 90 条に、特許権者が「書面で請求した場合に」特許が取消される旨規定されていた。

以上のことから、旧法下では、特許権が不要となり年金を支払わなかった場合であっても、第 90 条の規定に基づき特許権者が自発的に特許取消を請求する書面を提出しない限り、3 年間は特許が維持され、3 年分の未納特許年金に対して特許権者に支払義務が残ることになると解釈される。

(2) 改正特許法（2016 年 8 月 26 日施行）

改正特許法では、年金を納付期間内に納付しなかった場合には特許が取消されること、年金納付を延期したい場合には、支払期限の 7 日前までに期間延長申請書の提出が必要であることが明記された（第 128 条（1） - （3））。

また、取消された特許については年金の納付義務がない旨も明記され（第 136 条）、未納特許年金の支払義務の問題が生じることはなくなった。

2. 特許料支払い督促状

旧法下の未納特許年金に対しては、未納者に督促状が届く。また、2018 年には支払いを強固に促す通達が出された。以下、時系列で説明する。

(1) 督促状

未納年金特許の特許権者に対して、2013 年頃から支払いを促す督促状が届くようになった。督促状は、知的財産総局（DGIP）から送付され、数回の督促後も未

納特許年金が支払われない場合、財務省が扱う負債回収事件に移行されていた。当初は、督促状を受理しても未納特許年金を支払う権利者は多くなかったようである。

(2) 2018年8月16日付け通達

2018年8月16日付けで、DGIPは「特許支払いに関する通達」を公表した。この通達には、旧法下での未納特許年金を通達日から6か月以内に（2019年2月16日までに）支払わない場合、すべての支払いが完了するまで、同出願人からの新規の特許出願を認めない旨記載されていた。また、同通達はインドネシア国内の各国大使館にも送付されたようである。このため、未納特許年金に対して様子見的な立場を取っていた出願人および代理人も対応を迫られることとなった。

(3) 2019年2月17日付け通達

上記(2)の通達から6か月が経過したが、督促状の内容や送付状況が不十分である、支払いのための手続きの整備が不十分である、といった理由により、支払期限を6か月延長する旨の通達が出された。これにより、未納特許年金を支払わない場合には、2019年8月17日から新規特許出願が処理されないことになった。

同8月17日の直前には注意喚起のための通知も発行され、支払期限が2019年8月17日であり、この日までに支払いのない場合には、新たな特許出願は特許年金を支払うまで処理されないこと、既に支払いを済ませた場合には、当局に特許番号を知らせること、技術的な問題で期限までに支払うことができない場合にも、当局に書面で知らせること、が通知された。

同11月には日本国特許庁からも、2019年12月末までに未納特許年金を支払うよう注意喚起があった。

その後、2019年12月に、支払能力がある旨の通知を2020年1月31日までにDGIPに提出することにより、2020年7月31日まで支払期限が延長される旨の通知が出された。

3. 未納者からの新規特許出願について

2019年8月17日以降、未納者による出願は、受理されるものの、方式審査を通過するための書類の提出が拒否されている。方式審査通過には、未納特許年金の支払い義務を果たす必要がある。

4. 各社の対応

このような負債の発生する特許年金システムは他国では類がなく、各国出願人のみならず、インドネシア国内代理人にもすぐには受け入れられなかったようである。しかしながら、法的に支払いを拒否する根拠に欠けること、また、DGIPの強固な姿勢もあり、多くの企業は、この旧法下の未納特許年金を支払うことで問題を解決している。

関連法

- ・インドネシア特許法（2016年法）

http://en.dgip.go.id/images/ki-images/pdf-files/uu_pp1/UU-nomor-13-tahun-2016-tentang-paten.pdf

（JETRO 仮訳）

<https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/mokuji.html>

- ・インドネシア特許法（2001年法、旧法）

http://en.dgip.go.id/images/ki-images/pdf-files/paten/uu_pp/uu_no_14_th_2001.pdf

（JPO 和訳）

<https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/indonesia-tokkyo.pdf>

- ・特許関連費用支払いの条件、期限および手順に関するインドネシア共和国法務省令 1991年 番号: M.04HC.02.10

（WIPO 英訳）

<https://wipolex.wipo.int/en/legislation/details/2227>

（JETRO 仮訳）

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/idn/ip/pdf/201904_8.pdf

・ 2019 年 2 月 17 日付け通達 (Circular Letter No. HKI.KI.05.04-04 on Extension of time to fulfill the obligation for unpaid patent annual fee for patent holders)(2018 年 8 月 16 日付け通達(Circular Letter No. HKI.KI.05.04-02) についても言及あり)

<http://en.dgip.go.id/info-terbaru>

(編集協力：日本国際知的財産保護協会)